

## 日本胆道学会認定指導医制度規則 施行細則

### 第1条（審議会）

審議会は、指導医および認定施設の新規認定および更新に関する下記の業務を行う。

- (1) 指導医資格認定
  - (2) 認定施設資格認定
  - (3) 名誉指導医資格認定
  - (4) 研修実績に関する点数配分等の検討
2. 委員長および副委員長は、理事長より指名された理事が担当する。
  3. 審議会委員は、委員長が地区および専門を考慮して評議員の中から指名した委員により構成される。
  4. 委員長は、理事の中から顧問を必要に応じておくことができる。
  5. 指導医または施設の認定に際して疑義が生じた場合には、理事長は、下記の地区委員会を設立し、その詳細を調査する。
    - (1) 北海道
    - (2) 東北： 青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
    - (3) 関東： 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
    - (4) 甲信越： 新潟、長野、山梨
    - (5) 東海： 静岡、愛知、岐阜、三重
    - (6) 北陸： 富山、石川、福井
    - (7) 近畿： 滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
    - (8) 中国： 鳥取、島根、岡山、広島、山口
    - (9) 四国： 香川、徳島、愛媛、高知
    - (10) 九州： 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

### 第2条（指導医資格の認定要件）

指導医資格は5年毎に更新しなければならない。

2. 指導医資格の新規認定および更新には、下記 4要件をすべて満たすことを必要とする。
  - A. 過去 5 年間の研修実績が第2条3項に示す点数の 50 点以上
  - B. 過去 5 年間の本会学術集会出席が 2 回以上
  - C. 過去 5 年間に、第2条4項に定める本会主催指導医養成講座を受講する
  - D. 過去 5 年間の本会学術集会での 1 回以上の胆道に関する学会発表(演者または共同演者)または胆道、JHBPS あるいは関連雑誌での 1 回以上の胆道に関する論文発表(著者または共同著者)
3. 研修実績の点数

- (1) 本会学術集会出席(10点)。
- (2) 本会学術集会発表(10点) 演者、共同演者も同様に扱う。
- (3) 論文発表(胆道、JHBPS)(10点) 著者、共同著者も同様に扱う。
- (4) 関連学会総会(日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器外科学会、日本外科学会、日本内科学会、日本肝胆膵外科学会、日本超音波医学会、日本内視鏡外科学会、日本医学放射線学会、日本小児外科学会、日本小児科学会、日本病理学会)への参加(1点)。JDDW は日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器外科学会参加とみなし3点とする。
- (5) 関連雑誌(上記学会誌以外でも可)への胆道に関する論文発表(2点)著者、共同著者も同様に扱う。
- (6) In press の論文発表は、DOI がついた段階で申請可能とする(点数は上記に準ずる)。
- (7) 論文査読実績(胆道)(2点)。

#### 4. 指導医養成講座

指導医養成講座は、各年度、本会学術集会およびその後の動画配信(e-ラーニング)で、下記6領域につき1講座ずつ開講する。指導医を申請する者は、新規更新とも、申請までの5年間に各領域1講座以上を受講する。

- (1) 総論(医療倫理、医療安全、感染対策など)
- (2) 内視鏡的・経皮経肝的 診断・治療
- (3) 薬物治療
- (4) 良性・悪性胆道疾患外科治療
- (5) 放射線診断・治療
- (6) 病理診断

5. 新規認定に要する診療実績は、指導医カテゴリーごとに別に定める。

#### 第3条 (指導医・名誉指導医および認定施設の新規認定および更新費用と指導医証の交付)

指導医・名誉指導医および認定施設の新規認定および更新費用と指導医証の交付は以下の通りとする。

- (1) 指導医の新規認定および更新の申請料は 10,000 円。
- (2) 指導医の新規認定および更新後の登録料は 10,000 円。
- (3) 施設の新規認定および更新費用は無料。
- (4) 名誉指導医の登録料は 30,000 円。(申請料は無料。)
- (5) 指導医新規・更新申請者は、指定口座へ申請料 10,000 円を納入し、納付証明書を申請書に貼付し提出する。
- (6) 理事会承認後、事務局から郵送する案内に記載の期日までに指定口座へ登録料 10,000 円(名誉指導医は 30,000 円。)を納入する。

(7) 指導医証の交付は、登録料の入金が確認された後とする。

### **指導医の新規認定における過去5年の診療実績に関する規程**

1. 日本胆道学会認定指導医(内視鏡診断治療)

胆道疾患に対する ERCP、胆道 EUS の内視鏡診断治療件数が 250 例以上。但し、術者 20 例の症例一覧表を併せて提出。但し、膵疾患に対する膵管ドレナージ、ERP、EUS-FNA は除く。

2. 日本胆道学会認定指導医(経皮経肝的診断治療)

胆道疾患に対する PTBD、PTGBD、PTGBA の経皮経肝的診断治療件数が 25 例以上。但し、術者または指導的助手、計 20 例の症例一覧表を併せて提出。

3. 日本胆道学会認定指導医(癌薬物治療)

胆道癌症例に対する薬物治療症例数が 25 例以上。但し、主担当者または指導的立場で治療に携わった 20 例の症例一覧表を併せて提出。術後補助化学療法は 5 例以下とする。

4. 日本胆道学会認定指導医(胆石・良性疾患外科治療)

良性胆道疾患症例に対する外科治療症例数が 50 例以上。但し、術者または指導的助手、計 20 例の症例一覧表を併せて提出。

5. 日本胆道学会認定指導医(癌外科治療)

胆道癌症例に対する外科治療症例数が 20 例以上。但し、術者または指導的助手、計 20 例の症例一覧表を併せて提出。但し、試験開腹術、胃腸吻合(バイパス手術)は除く。膵頭十二指腸切除を 5 例以上含むこととし、かつ膵頭部、十二指腸癌は除く。症例一覧表には出血量・手術時間を明記する。

6. 日本胆道学会認定指導医(放射線診断)

放射線診断専門医の資格を有する者

7. 日本胆道学会認定指導医(癌放射線治療)

放射線治療専門医の資格を有する者

8. 日本胆道学会認定指導医(病理診断)

病理専門医の資格を有する者

- ・ 診療実績一覧表には、経験した過去 5 年の全症例を申告すること。カテゴリー 1～5 で申請の場合は、診療実績一覧表のうち 20 例の要約を記載した症例一覧表を併せて提出すること。
- ・ 申請者の指導医認定は、審議会に一任するものとする。また、モニターを目的に審議会の委員が申請者の施設を訪問する場合もある。後日、審議会が委託する地区委員会による現地調査を行うことがあるので調査に協力すること。虚偽または重大な過誤が判明した場合は、審議会の議を経て認定を取り消し、一定期間再申請を受け付けない。

- ・ 指導医は、氏名、所属する認定施設、認定カテゴリーを、名誉指導医は氏名を、ホームページ上に公開する。
- ・ 指導医申請に際しては、複数のカテゴリーを申請できるものとし、学会ホームページへの公開もこれに従う。ただし、指導医証にはカテゴリーを付記しないものとする。
- ・ カテゴリーを追加申請する場合には、申請書類と申請料を新たに提出し、追加審査を受けることができる。認定された場合の認定料は無料、認定期間は、当該指導医の認定期間に準ずる。
- ・ 海外留学、出産・育児または長期病気療養のため休会措置を受け、指導医更新のための単位が満たない場合の猶予期間は、2 年を限度とする。この場合、指導医認定の有効期限が満了する日に猶予期間を加えた年数を認定期間とするが、猶予期間中は、指導医を呼称できないものとする。
- ・ 提出された申請書および資料は返却しない。

(平成 25 年 9 月 19 日 一部改訂)

(平成 26 年 9 月 26 日 一部改訂)

(平成 27 年 9 月 17 日 一部改訂)

(平成 28 年 9 月 29 日 一部改訂)

(平成 29 年 9 月 28 日 一部改訂)

(平成 30 年 9 月 27 日 一部改訂)

(令和元年 10 月 3 日 一部改訂)

(令和 2 年 10 月 2 日 一部改訂)

(令和 3 年 10 月 12 日 一部改訂)

(令和 4 年 5 月 17 日 一部改訂)

(令和 8 年 3 月 2 日 一部改訂)

(令和 8 年 5 月 25 日 一部改訂)